（本號十[illegible]）　（[illegible]遞信省認可）　明治二十九年四月二日[illegible]　第四千五百五十七號　（定價[illegible]二錢五厘）

時事新報

「時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり」

時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり」

明治二十九年四月二日　木曜日
舊曆丙申二月二十日（乙、酉）
日出午前五時二十七分
入午後六時二分
月出午後十一時十一分
入午前七時三十九分
滿潮午前八時三分
午後八時二十四分
（西曆千八百九十六年）
年始より　九十三日
年末まで　二百七十三日

時事新報

錬鐵業の計畫

製鐵所は既に設置に決して其官制も既に發布となれば追ひ〱實地に着手することならん日本の工業は近年來著しき進歩にして紡績の如き織物の如き夫々目的を達して外國にまでも輸出するの勢あり錬鐵の事業も之と同様にして今日の實際に於ては單に內國需用のみならず外を眺むれば支那朝鮮を始めとして印度もしくは海峽植民地の如き器械工作の業に鐵を要するの國々少なからず日本に錬鐵を製して其品質も申分なしと云へば是等の國々に於ては遠き歐洲の地に供給を仰ぐよりも近き日本に需むること自然の順序なれば其賣捌に差支はある可らず斯くて一方には紡績織物等に同じく其業の隆盛を致して國の富殖を助くる他の一方には自から軍事上の必要にも應ずる其結果は斷じて疑ふ可らず我輩の保證する所なれども扨實際の計畫に就て利害の點を案ずるに第一は錬鐵の原料たる銑鐵の有無にして或は國內に產出の見込ありと云ひ或は然らず國產のみにては供給に乏しと云ひ其說區々なれども其見込ありと云ふも單に見込のみにして現在に產出の實あるに非ず地下の鑛物、これを發掘したる上に非ざれば實數を明言するは何人も能はざる所にして[illegible]ざるのみか錬鐵には種々の銑鐵を調合するの必要ありて從來の經驗に據れば或は某國產と自國產とを取合せ或は是非とも某國產の原料に限るなど其種類の多きを要すると共に性質の撰擇極めて肝要なりと云へば假令ひ內地に充分の產出ありとするもあらゆる種類の原料を見出すことは到底難かる可し實際內國に原料の存することならんには無益の力を勞して搜索せずとも事業の成立して需用の多きを告ぐるに隨ひ自から採掘して自から供給するに至ること疑なければ今日の場合に於ては原料の有無の如き一切不問に付し內國外國の孰れに拘はらず必要に應じて買入るゝの決心こそ肝要なれば工場の位置の如きは只內外の交通運輸に便宜の場所をトして着手す可きものなり又海外に技師を派遣して實地を視察せしむる一事の如きも彼の工場に於ては互に其技術を秘して容易に他に知らしめざるの習慣なれば日本人などに實際を敎へ呉るゝ氣遣はある可らず僅々一二年の視察にて彼の實際を窺ひ知るなどは到底望む可らざる所なれば是れ又無益の勞なる可し抑も歐洲にて錬鐵の業に從事して技術熟練ともに內外の信用を博し基礎の確實なるものは英國のアムストロング獨逸のクルップの外、三四の製造所あるのみにして是等の工場にて使用する錬鐵器械一式を得れば如何なる種類の鐵材も製造に差支なく之を買入れて內地に据付け彼の技師職工を雇入れて從事せしむる大凡その費用五六百萬圓にして各種の錬鐵意の如くならざるなく成効必ず疑なしとは其道に通ずる人の說く所なり前に述べたる如く我國の錬鐵業は內地の必要のみならず廣く東洋の諸國を近傍に控へて需用の前途は疑を容る可きに非されば苟も成効の確なるに於ては如何なる大計畫も決して掛念するに足らず我輩は此趣向の着手を起業の爲めに安全の方法なる可しと信ずるものなり但し事の實際に製鐵所の計畫は既に四百萬圓餘の規模に決して追ひ〱着手の手筈なれば今更ら如何ともし難きが如くなれどもいよ〱本業に取掛るまでは凡そ二年間の猶豫もあることなれば工場敷地の工合等は六百萬圓の器械を据付くるも差支なき程の規模に定め今後の議會にて此案の行はるゝときは直に適用し得るの下心こそ肝要なれ最初の間は外國の技師職工を要すれども二三年ならずして日本人は忽ち熟練の域に達し美事に獨立の技術を見るに至らんこと我輩の確に保證する所なり

官報

○勅令

朕臺灣總督府郵便及電信局官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十九年三月三十日
內閣總理大臣臨時代理樞密院議長伯爵黑田淸隆

勅令第九十五號

臺灣總督府郵便及電信局官制

第一條　[illegible]郵便及電信局ハ臺灣總督ノ管理ニ屬シ郵便電信ノ業務ヲ[illegible]

第二條　[illegible]所在地ニ一等郵便電信局、[illegible]及支廳所在地其ノ他樞要ノ地ニ二等[illegible]ヲ置ク
[illegible]ハ其ノ[illegible]ニ二等郵便局二等電信局又ハ郵便及電信ノ[illegible]

第三條　[illegible]ノ名稱、位置及其ノ管轄區域ハ別表ニ依ル
[illegible]二等郵便局、二等電信局其ノ他郵便及電信支局ノ名[illegible]

第四條　一等[illegible]、二等郵便電信局、二等郵便局及二等電信局ニ左ノ職員ヲ置ク

局長
郵便電信書記
通譯生

第五條　一等郵便電信局長ハ奏任トス[illegible]局長ノ命ヲ承ケ局中一切ノ事務ヲ掌理ス

第六條　一等[illegible]局長ハ其ノ委任範圍內ニ於テ管轄區域內ノ二等郵便電信局以下ヲ監督ス

第七條　二等郵便電信局長ハ奏任又ハ判任トス判任局長ハ郵便電信書記ヲ以テ之ヲ兼子シム
二等郵便電信局長ハ[illegible]所長又ハ所管一等郵便電信局長ノ指揮監督ヲ承ケ局務ヲ掌理ス

第八條　二等郵便局長、二等電信局長ハ判任トス郵便電信書記ヲシテ之ヲ兼子シム上官ノ指揮監督ヲ承ケ局務ヲ掌理ス

第九條　郵便電信書記ハ判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ局務ニ從事ス

第十條　通譯生ハ判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ通譯ニ從事ス

第十一條　一等郵便電信局長及奏任二等郵便電信局長ハ各局ヲ通シテ十七人ヲ以テ定員トス

第十二條　郵便電信書記ハ各局ヲ通シテ三百六十五人ヲ以テ定員トス

第十三條　通譯生ハ各局ヲ通シテ三十四人ヲ以テ定員トス

附則

第十四條　本令ハ明治二十九年四月一日ヨリ施行ス

（別表）

一等郵便電信局名稱位置及管轄區域表

名稱	位置	管轄區域
臺北郵便電信局	臺北	臺北縣
臺中郵便電信局	臺灣	臺中縣
臺南郵便電信局	臺南	臺南縣

朕臺灣總督府測候所官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十九年三月三十日
內閣總理大臣臨時代理樞密院議長伯爵黑田淸隆

勅令第九十六號

臺灣總督府測候所官制

第一條　[illegible]所ハ臺灣總督ノ管理ニ屬スル事務ヲ掌理ス

第二條　各測候所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長
技手

第三條　所長ハ各所一人判任トシ上級ノ技手ヲ以テ之ヲ兼子シム臺灣總督[illegible]ノ命ヲ承ケ所內一切ノ事務ヲ掌理ス

第四條　技手ハ判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ所務ニ從事ス

第五條　所長ハ各所ヲ通シテ五人ヲ以テ定員トス

第六條　技手ハ各所ヲ通シテ十六人ヲ以テ定員トス

第七條　測候所ノ名稱及位置ハ臺灣總督之ヲ定ム

附則

第八條　本令ハ明治二十九年四月一日ヨリ施行ス

朕臺灣總督府製藥所官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十九年三月三十日
內閣總理大臣臨時代理樞密院議長伯爵黑田淸隆

勅令第九十八號

臺灣總督府製藥所官制

第一條　臺灣總督府製藥所ハ臺灣總督ノ管理ニ屬シ製藥ニ關スル事務ヲ掌理ス

第二條　臺灣總督府製藥所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長
技師
技手
屬
通譯生

第三條　所長ハ一人技師ヲ以テ之ニ充ツ臺灣總督府民政局長ノ命ヲ承ケ所內一切ノ事務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス

第四條　技師ハ專任四人奏任トス所長ノ指揮ヲ承ケ阿片其ノ他ノ製煉分析等ニ關スル事務ニ從事ス

第五條　技手ハ專任五人判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ所務ニ從事ス

第六條　屬ハ二十人判任トス所長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第七條　通譯生ハ四人判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ通譯ニ從事ス

附則

第八條　本令ハ明治二十九年四月一日ヨリ施行ス

朕臺灣總督府[illegible]官等俸給令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十九年三月三十日
內閣總理大臣臨時代理樞密院議長伯爵黑田淸隆

勅令第九十九號

臺灣總督府[illegible]員官等俸給令

第一條　[illegible]等文官ノ官等ハ高等文官官等表ニ依ル

第二條　[illegible]ノ年俸ハ六千圓、民政局長ハ四千圓、知事及勅任事務官ハ三千圓トス

第三條　左ニ揭クル者ノ俸給ハ第一號俸給表ニ依ル但稅關長ハ七級俸以上[illegible]ハ二級俸以下トス

民政[illegible]
民政局[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
支廳長
[illegible]
技師
稅關長
稅關監定官
警部長
縣書記官

[illegible]所主事ノ俸給ハ第二號俸給表ニ依ル

[illegible]及電信局高等官ノ俸給ハ第三號俸給表ニ依ル

但二等[illegible]ハ五級俸以下トス

第四條　判任官ノ俸給ハ判任官俸給表ニ依ル

第五條　同一ノ官職ヲ帶ヒテ官等ニ依リ其ノ俸給ヲ異ニスルモノハ高等文官官等俸給表ニ依リ各其ノ官等ニ照シテ之ヲ給ス

第六條　本令ニ規定セサルモノハ明治二十五年勅令第九十六號高等官官等俸給令同二十四年勅令第八十三號判任官俸給令ヲ適用ス但高等官官等俸給令第七條第一項ノ規程ハ當分之ヲ施行セス

附則

第七條　本令ハ明治二十九年四月一日ヨリ施行ス

（表は總て之を略す）

雜報

○佛國外務卿更迭　佛國外務卿ベルトロー氏辭職し內閣議長ブールジヨワー氏其後任となりたる旨同國駐剳[illegible]公使より其筋へ電報ありしと云ふ

○從軍記章授與　昨日の官報附錄に大山、山縣兩大將を初め征淸軍に從ひたる將校下士卒三百餘名に從軍記章授與の辭令あり今後續々此種の辭令あるべしと云ふ

小[illegible]

馴[illegible]

第十[illegible]

されど土俵際へ來
の眼をパチ〱と
「ハヽア、何別段
の言葉の行違ひ
遂ひ聲高にもな
事は有りません
眞逆に金田屋の露
たとも言ひ難けれ
「いへもう彼の
いますから、行
ります、無赫腹
といふ、何の町子
ぎて、活馬の眼を
だ子供とのみ思ふ
「何ですか夫で
のも極りが惡く
いから、其位な
まうつて、泣い
斯ふべしとは思ひ
挌の仕やうに困
、手持不沙汰の極
されども恐い物は
も有り聞き度も無
を見るが、氣障で
「私もねへ先生
すから、先生の
斗りでは厶いす
によく承知して
立派に遣つて行
處か負けない氣
泳いで行くと申
つて、能く行け
の立ちますよう
くが増しと思つ
一件から、彼が
は、何だかそは
らか様子を見て
笑しう厶います
迷惑のかゝる樣
君、飛んだ間違
て居ます矢先に
と奧齒に物を挾ん
中々抜目なく、吾
自分の娘を引き寄
でもした樣なる言
もヌケ〱といは
と癇癪の動き出し
ないも、其樣な事
「ねへ先生、實は
せんが、あれも
てずに御聞き下
は、何時まで一
り婿を取るなり